

定額減税・調整給付・物価高騰緊急支援給付金 ホームページの開設について

物価高騰による家計の負担を軽減するため、「定額減税」「調整給付」「物価高騰緊急支援給付金」について、次のとおり実施します。福岡市ホームページにポータルサイトを開設しましたので、お知らせします。

▼ ホームページの開設について

制度全般や手続きに関する問合せに対応するため、下記のとおりホームページを開設しました。それぞれの制度の概要や、どの制度に該当するか知りたい方へのフローチャート等を掲載しております。

定額減税・調整給付・物価高騰緊急支援給付金ホームページ

- ▶ 福岡市 定額減税
- ▶ 福岡市 調整給付
- ▶ 福岡市 令和6年度 緊急支援給付金

で検索



▼ 制度の概要

1 定額減税

- 【対象者】 所得税 令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下となる方
 個人市県民税 令和6年度(令和5年分)の合計所得金額が1,805万円以下で、所得割が課税となる方
- 【減税額】 所得税 $3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数})$
 個人市県民税 $1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数})$
- 【問合せ先等】 個人市県民税の定額減税は、手続きが不要です。
 個人市県民税の問い合わせは各区課税課市民税係
 ※所得税の定額減税の詳細については国税庁のホームページへ。

2 調整給付

- 【対象者】 所得税、個人市県民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方
- 【手続き】 市から受給手続きのための「確認書」を対象者へ7月中旬に送付、
 対象者はオンライン申請または郵送にて必要事項を記入し、市に提出。
 8月上旬以降順次支給開始。
 ※オンライン申請は、申請後2週間程度で支給。(公金受取口座の登録が必要)
 郵送の場合は、確認書を市で受領後、3週間程度で支給。
- 【問合せ先】 福岡市調整給付コールセンター
 TEL:0120-835-250 (令和6年6月3日(月)開設)

3 物価高騰緊急支援給付金

- 【対象】 令和6年6月3日に福岡市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和6年度分個人市県民税(所得割)が非課税になった世帯。
(令和5年度物価高騰緊急支援給付金が支給された世帯等は対象外)
- 【手続き】 ※2と同様
- 【問合せ先】 令和6年度福岡市物価高騰緊急支援給付金コールセンター
TEL:0120-103-525 (令和6年7月1日(月)開設予定)